

農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【32,417（－）百万円】

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進します。

<背景／課題>

- ・生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠です。
- ・このため、担い手への農地集積や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を機動的かつ効率的に実施し、農業競争力の強化に向けた取組を推進します。

政策目標

- 基盤整備実施地区の担い手への農地集積率8割以上（28年度）
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（27年度）

<主な内容>

国営事業等によって形成された大規模農業地区、担い手への農地集積の加速化に取り組む地区、または、農業の高付加価値化等に取り組む地区を対象として、農地・農業水利施設の整備を実施します。

- ・農地整備
- ・草地畜産基盤整備
- ・水利施設整備
- ・農地防災

補助率：50%等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208（直））]

農業競争力強化基盤整備事業

趣 旨

- 生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠
- このためには、大区画化・汎用化等の農地の整備や農業水利施設等の必要な整備を総合的に実施することが重要

事業概要

担い手への農地集積や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地・農業水利施設等の整備を総合的に実施

＜主な内容＞

- ・農地整備
- ・草地畜産基盤整備

＜補助率等＞

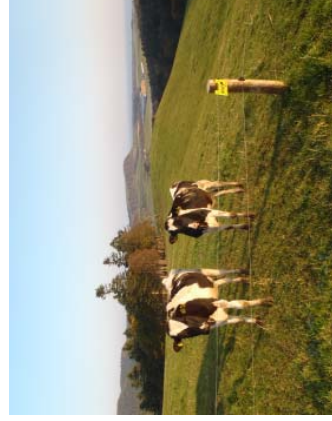
- ・水利施設整備
 - ・農地防災
- 補助率：50％等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人



農地整備



水利施設整備



草地畜産基盤整備



農地防災

農業基盤整備促進事業（公共）

【22,000（－）百万円】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて実施します。

<背景／課題>

- ・生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積を加速化し、農業の構造改革を推進することが不可欠です。その際、既に区画が整備されている水田の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備については、農業者の自力施工等も活用し、安価かつ迅速に推進することが必要です。
- ・また、戦後急速に整備された農業水利施設については、今後、耐用年数を迎える施設が急激に増加することから、適切な保安全管理や整備が求められています。

政策目標

- 基盤整備実施地区の担い手への農地集積率8割以上（28年度）
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（27年度）

<主な内容>

1. 地域の実情に応じた基盤整備による農業の競争力強化
すでに農地の区画が整備されている地域等において、農地・農業水利施設の整備を地域のニーズを踏まえ実施
 - ① 畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備
 - ② 老朽施設の更新、用排水機の増設等の農業水利施設の整備
2. 整備済み農地の高度利用を迅速・安価に図るための簡易な整備（定額助成）
自力施工等による農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な二次的整備を実施
 - ① 簡易な区画拡大：10万円/10a（水路の管路化を伴う場合20万円/10a）
 - ② 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a

補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208（直））]

農業基盤整備促進事業

1. 趣 旨

生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するためには、**農地の大区画化・汎用化等の基盤整備**により、担い手への農地集積を加速化し、農業の構造改革を推進することが不可欠である。

また、戦後急速に整備された農業水利施設については、今後、耐用年数を迎える施設が急激に増加することから、**適切な保全管理**が求められている。

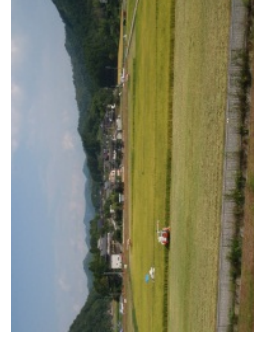
このため、**農地・農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて実施し、農業競争力の強化を図るものである。**

2. 事業内容

①地域の二一ズを踏まえた基盤整備による農業の競争力強化

工 種：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、
農作業道、農用地保全施設

補助率：50%（離島・中山間地域55%、沖縄80%、奄美60%等）



②整備済み農地の高度利用を迅速・安価に図るための簡易な整備（定額助成）

- ・区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化を伴う場合20万円/10a）
- ・暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a

3. 実施要件

① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域であること
（担い手への農地利用集積の向上、高収益作物の導入・生産拡大、担い手の確保・育成など）

② 総事業費200万円以上、受益者数2者以上であること

4. 実施主体

事業実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合等

農業水利施設保全合理化事業（公共）

【4, 409（－）百万円】

対策のポイント

水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性向上を図り、農業の競争力を強化します。

<背景／課題>

- ・競争力ある「攻めの農業」を実現するためには、担い手への農地集積を加速化し、農業の構造改革を推進することが重要です。
- ・しかし、老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障が生じています。
- ・また、老朽化に起因する突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害を及ぼすリスクが高まっています。
- ・このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化します。

政策目標

○基盤整備実施地区の担い手への農地集積率8割以上（28年度）

<主な内容>

1. 農業水利施設等整備事業

農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備等を支援します。

2. 農地集積促進事業

土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援します。

3. 水利用再編促進事業

水利用調整・高度化推進、機能保全計画、合理化整備計画の策定を支援します。

（補助率：50％、定額等
事業実施主体：都道府県等）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246（直））]

農業水利施設保全合理化事業

背景

我が国の農業は、生産現場における担い手不足の減少や農業者の高齢化といった厳しい状況に直面しており、今後の生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」の実現には、担い手への農地集積を加速化していくことが不可欠である。

しかしながら…

旧来の水利システムでは、

- ① 水管理に係る負担の中心経営体への集中
- ② 老朽化に起因する突発事故の増加（住宅・公共施設への二次被害を及ぼす恐れ）等、担い手への農地集積に対応できず、競争力強化の制約要因となっている。

老朽施設の機能診断を緊急的に実施し、水利用・水管理を効率化・省力化

事業内容

老朽施設の補修・更新、既存水路のパイプライン化等、保全・合理化整備を緊急実施

農業水利施設保全合理化事業

農業水利施設等整備事業

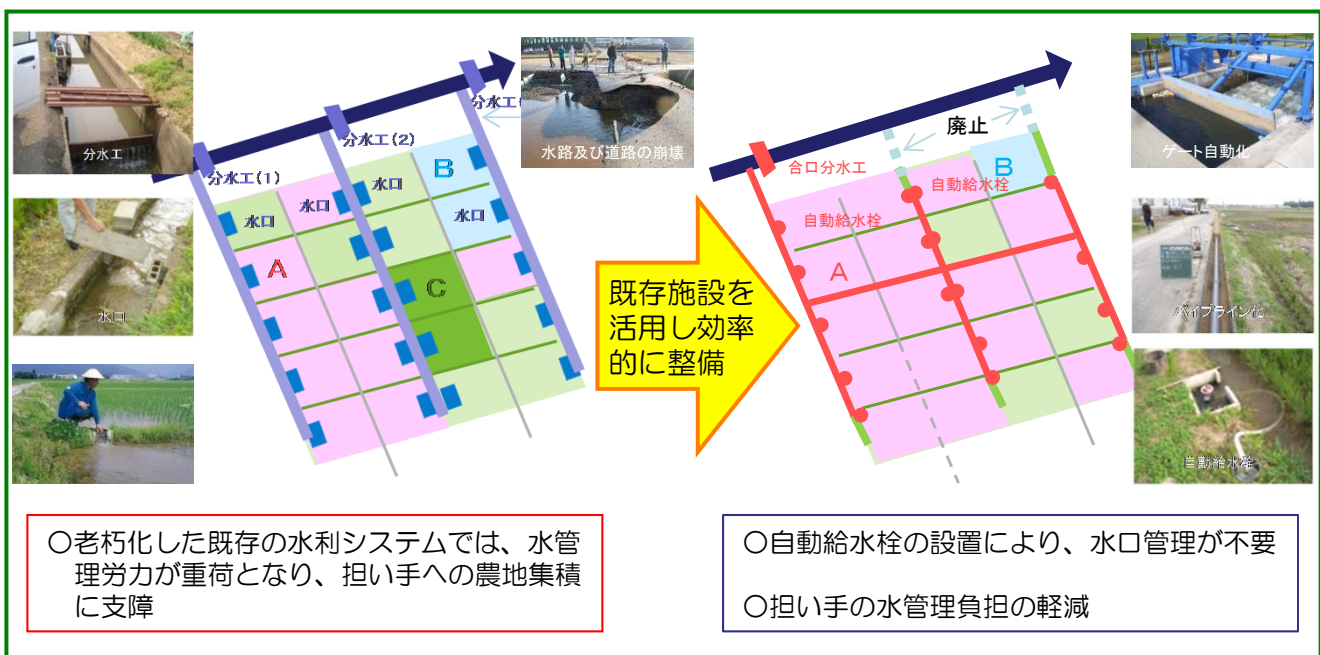
農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化・ゲート自動化等の合理化整備等



水利用再編促進事業

水利用調整、機能保全計画、合理化整備計画の策定

事業の例



担い手への農地集積を加速化し、競争力を強化

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（公共）

【1, 946(1, 955)百万円】

対策のポイント

食料の安定的な生産の基礎となる基幹的水利施設において、地域農業の構造改革に対応しつつ、水管理の担い手の育成・確保をはじめ、適切な管理水準を確保するための体制の整備・強化を図ります。

<背景／課題>

- ・農業水利施設の多くは土地改良区が管理しているものの、都市化・混住化の進展に伴う集落機能の低下や組合員の減少などにより、その管理体制が脆弱化しつつあることから、本事業の実施により、地域住民等を含めた非農家の管理参画の枠組みを構築しつつ、土地改良区の管理体制の整備・強化に取り組んできました。
- ・一方、農地集積の加速化や経営規模の拡大などが見込まれる中、食料の安定的な生産の基礎となる基幹的水利施設については、配水管理や通水機能維持等の水管理をボランティア的に担ってきた農業者の高齢化・減少及びその後継者不足が顕著となり、施設の適切な管理水準の確保が困難になってきています。
- ・このため、水管理の担い手の育成・確保のための取組を支援対象として追加し、地域の農業構造の変化に対応した基幹的水利施設の管理体制の整備・強化を図ります。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

地域の農業構造の変化に対応した基幹的水利施設の管理体制の整備を図っていくため、次に掲げる活動に対する助成を行います。

- 1 管理体制の整備・強化に対する支援（水管理の担い手の育成・確保に係る経費を含む）
- 2 高度化対策、予防保全対策、地域防災対策の実施
- 3 技術支援対策（専門家による施設管理の現地指導等の技術支援）の実施

（ 補助率：1／2
事業実施主体：都道府県、市町村 ）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 （03-6744-1363（直））]

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)

- 本事業は、都市化・混住化に伴う農業水利施設の有する多面的機能の発揮への高まりなどに対応するため、国営事業で造成された農業水利施設等の適切な管理を維持する管理体制の整備、強化等に対する支援を行い、効果を発揮してきた。
- 一方で、農家の高齢化・減少、農業の構造改革の急速な進展の中、これまで地元農家が担ってきた水管理の担い手の育成、確保が極めて困難になりつつある。

国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)

<ポイント>

農地集積の加速化、経営規模の拡大

- ・ 地元農家が担ってきた水管理の担い手確保が困難に
- ・ 規模拡大農家と小規模農家の二極化に伴う配水管理の見直し

経営規模の二極化
→ 配水管理の見直し



地域農業の構造変化に対応した 体制の整備・強化

①水管理の担い手の育成・確保

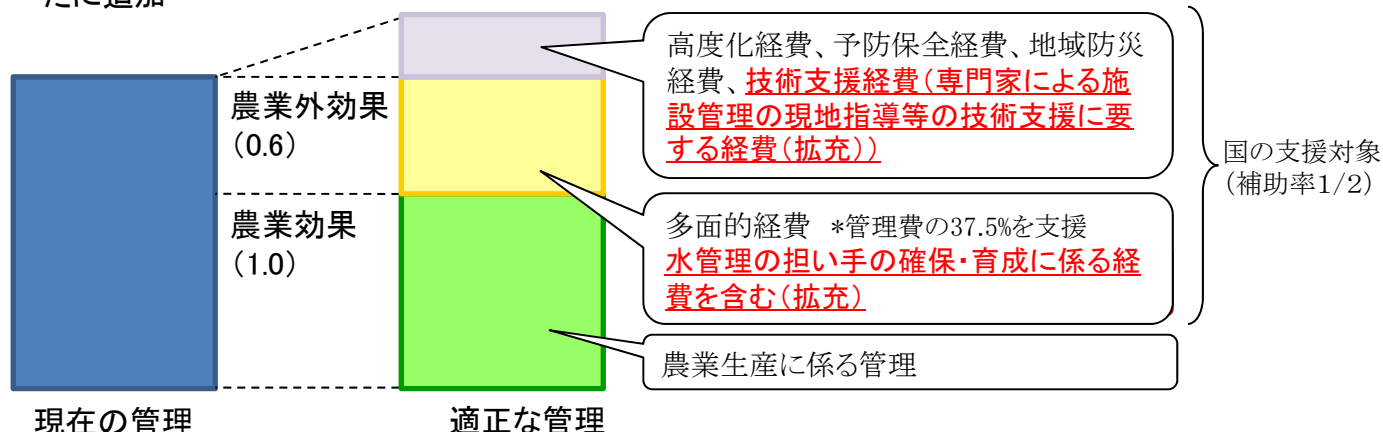


②専門家による施設管理の現地指導



<拡充内容>

強化支援費の対象として、『①水管理の担い手の確保・育成に係る経費』、『②技術支援経費』を新たに追加



震災対策農業水利施設整備事業（公共）

【7, 000（2, 382）百万円】

対策のポイント

土地改良施設の現況把握のための一斉点検や耐震調査、ハザードマップの作成、耐震整備を実施することで災害の未然防止や被害の軽減を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、大規模な地震が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・東日本大震災では、東北地方を中心にため池や排水機場などの農業水利施設が被災し、営農へ支障をきたすだけでなく、地域住民の生命、財産等にも甚大な被害が発生しています。
- ・農業水利施設や農道、干拓堤防などの土地改良施設の中には、老朽化が進行しており、また、耐震性などの施設現況が不明のものが多く、耐震対策が遅れている状況にあります。これら耐震対策の遅れは、営農形態や農業構造の変化により施設改修に対する農家負担が困難となっていること、築造時期が古い施設が数多く存在し、災害対策に活用できるデータが不足していることが原因となっております。
- ・このため、早急に施設の現状を確認して耐震補強などの施設整備を進めるとともに、ハザードマップ等の減災対策を緊急的に実施することで、「事前防災・減災のための国土強靱化」を推進し、施設の安全性とともに地域の安全度の向上を図る必要があります。

政策目標

湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上(28年度)

<主な内容>

1. 耐震点検調査・計画策定

地震等への災害対策の検討に必要な土地改良施設の一斉点検や大規模地震発生のおそれのある地域において、地震による被災の影響が大きい土地改良施設の耐震性の点検・調査、ハザードマップの作成を実施します。

2. 土地改良施設の耐震整備

地震により施設の損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない土地改良施設の整備を実施します。

〔補助率：1／2、55%（但し、27年度までの点検調査・計画策定は定額）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等〕

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2210（直））]

震災対策農業水利施設整備事業

土地改良施設の一斉点検、耐震調査、整備計画策定、ハザードマップ作成及び耐震整備を実施

事業のポイント

- ① ため池等の農業水利施設、農道及び干拓堤防で耐震対策が実施可能
- ② 現況把握の一斉点検、耐震調査、整備計画策定及びハザードマップの作成が可能（定額補助）
- ③ 幅広い事業実施主体（都道府県、市町村、土地改良区及び連合会）で取組を推進
- ④ ため池の耐震点検・整備の要件は、①かんがい受益面積2ha以上、②防災受益面積7ha以上、又は農外想定被害額4千万円以上

事業内容

施設の現況把握（一斉点検）〔定額〕

施設諸元、漏水、クラック及び変形、変状、改修履歴、周辺状況等の点検

○被災時に周辺地域の施設（人家、公共施設）等に影響が大きい土地改良施設（農業水利施設、農道、干拓堤防）

耐震性点検調査〔定額〕

- ・ボーリング等による土質調査等
- ・安定計算等による耐震性の検討

計画策定

- ・耐震化対策実施地区の計画策定

ハード整備 [50、55%]

- ・必要な耐震性を有していない施設の整備
- ・緊急放流施設等の整備
- ・防災情報伝達体制の整備や減災対策として必要な施設の設置・整備（警報設備、防災カメラ等）

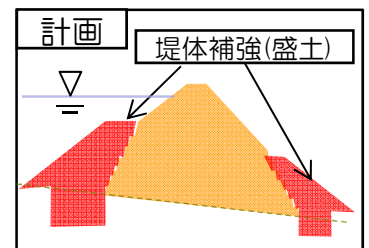
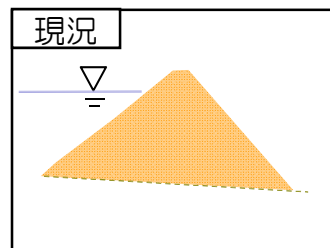
ソフト整備

- ・ハザードマップの作成〔定額〕

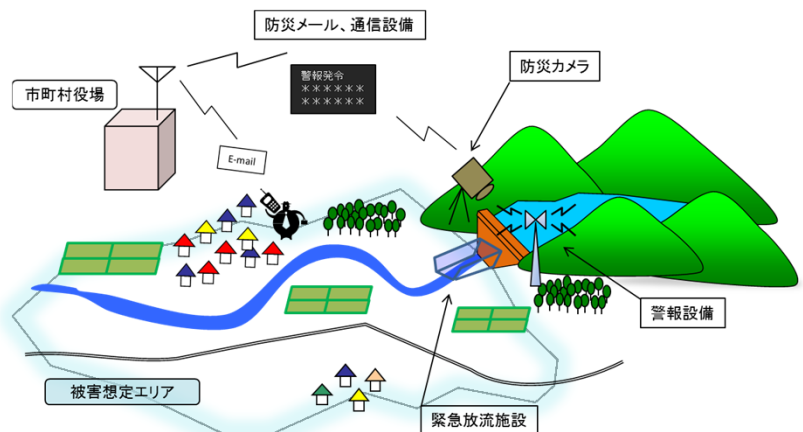
○耐震点検・ハザードマップ作成（ため池の事例）



○耐震整備のイメージ（ため池の事例）



減災対策の整備イメージ



農村地域防災減災事業（公共）

【16,830（一）百万円】

対策のポイント

集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<背景／課題>

- ・近年、集中豪雨等の災害が頻発しており、農業だけでなく地域住民の生活にも影響を及ぼしています。
- ・「事前防災・減災のための国土強靱化」を図り、安定的な農業経営や安全安心な農村生活を実現するためには、効果的な防災・減災対策を講じる必要があります。農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した総合的な整備を実施し、農村地域の防災力を向上させることが重要です。
- ・また、地域の創意工夫に加え、年度、地域によって偏在性を有する災害に対して、全国的な視点に立って、事業の緊急性や重要性の観点から調整を行い、優先度に応じて事業を推進する必要があります。
- ・このため、農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定や自然的、社会的要因で生じた農用地及び農業用施設の機能低下の回復、ハザードマップの作成や防災情報連絡体制の整備など総合的な防災・減災対策を実施し、農業生産の維持や農業経営の安定、環境保全を図り災害に強いむらづくりを推進するための総合的な対策を実施します。

政策目標

湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上(28年度)

<主な内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定と計画策定に必要な調査等を実施します。

2. 農業用施設等の整備

自然的、社会的要因で生じた農地及び農業用施設の機能低下等を回復するための整備を実施します。（ため池整備、湛水防除、農村防災施設の整備等）

3. 災害時の被害を軽減するためのソフト対策

ハザードマップの作成や防災情報連絡体制等の整備を実施します。

補助率：1／2、55％等（但し、27年度までの計画策定等は定額）

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2210（直））]

農村地域防災減災事業

農村地域の防災・減災対策を総合的に実施

事業のポイント

- ① 調査計画事業は、定額補助（H27採択地区まで）
- ② 地域自主戦略交付金の農地防災事業と水質保全事業は移行可能
- ③ 今まで併せ行うことでしか実施できなかった、ため池の撤去及び用途廃止また安全施設等の農村防災施設が単独で実施可能
- ④ 整備すべき施設を地区単位で大括り化して採択することによって、地区内で予算を弾力的に運用することが可能

事業の実施等

事業内容

- 調査計画事業
- 整備事業

事業実施主体

- 都道府県
- 市町村
- 土地改良区等の団体

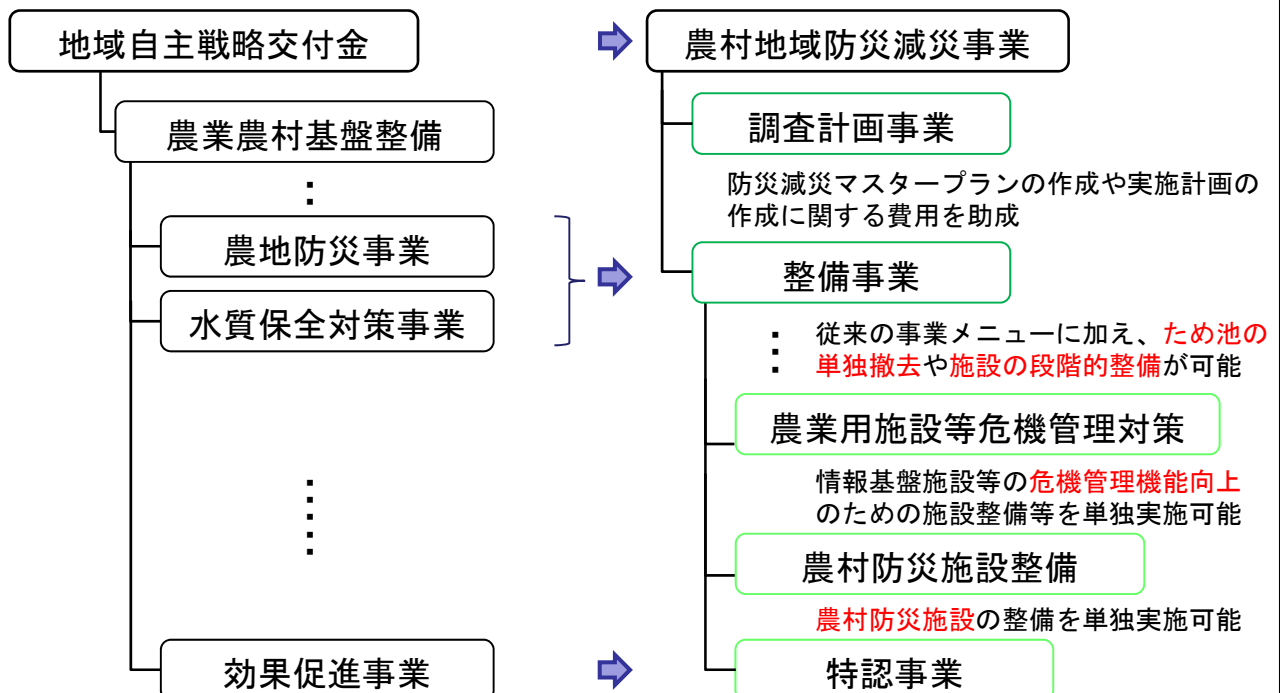
補助率

- 調査計画事業 定額
- 整備事業 小規模事業:50%
大規模事業:55%
(中山間地域においては55%)

採択要件

- ・都道府県及び市町村が策定する農村地域防災減災総合計画に位置づけられていること
- ・各々の整備要件に掲げる規模以上であること(用排水路整備20ha以上、ため池整備2ha以上(県営)等)又は地区の合計受益面積が一定規模以上であること(中山間地域で実施する場合は合計10ha以上等)

旧事業との関係(イメージ)



地域自主戦略交付金で実施可能であったメニューは農村地域防災減災事業で実施可能。
また、各種整備事業を**一体として地区設定を可能**とする

農山漁村地域整備交付金（公共）

【112,828（9,614）百万円】

対策のポイント

自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した**防災・減災対策を総合的に推進**することが必要です。
- ・また、農山漁村地域の活性化を図るため、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進**を図ります。

政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（27年度）
- 森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備等
- 海岸堤防等の整備率 66%（28年度）

<主要内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、以下の整備のうち、農山漁村地域の防災力の向上、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備による地域の活性化に寄与度の大きい事業を選択することが出来ます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

※農山漁村地域整備交付金には、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策617百万円）を含む。

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官	(03-6744-2200 (直))
森林分野に関すること	林野庁計画課	(03-3501-3842 (直))
水産分野に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5304 (直))

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を総合的に推進するとともに、農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の競争力強化につながる基盤整備を進めることが重要。
- 都道府県の裁量により、防災力の向上、農林水産業の基盤整備を推進し、攻めの農林水産業を実現。

【農業農村整備】



排水不良のため水田転作による麦・大豆の作付けが困難

【森林基盤整備】



路網整備の遅れにより間伐材の効率的な搬出が困難

【水産基盤整備】



漁港施設の老朽化による施設損壊の危険性

【海岸保全施設整備】



高潮の発生による越波被害

同一都道府県・市町村内

農村

農業農村分野
農村振興局

山村

森林分野
林野庁

漁村

水産分野
水産庁

「農山漁村地域整備計画」を策定して実施

交付金の仕組み

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に実施（関係事務の一本化・統一化）

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能（農・林・水横断的な予算融通が可能）

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表（客観性・透明性の確保）

農業農村分野＋森林分野＋水産分野＋効果促進

農山漁村

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

海岸事業（公共）

【3, 225(3, 207) 百万円】

対策のポイント

本事業は、海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土を保全することを目的として、海岸保全施設の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・農地海岸の背後には、津波や高潮被害から十分な安全性が確保されていない2万haを超える農地等があり、さらに、大規模地震の切迫や地球温暖化に伴う海面上昇、台風激化など災害リスクが一層増大しています。このため、海岸事業により沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

政策目標

東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）

【約28%（H23年度末）→約66%（H28年度末）】

<主な内容>

国土保全上特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わって、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業 3, 216(3, 197) 百万円
国庫負担率：2／3等
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2199（直））]

災害復旧事業（農地・農業用施設等）（公共）

【7, 980(7, 993) 百万円】

対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧するため災害復旧事業を実施します。

<災害をめぐる現状>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下にある、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域をはじめ、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性の向上を図るため、早期復旧が求められています。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

1. 直轄農業用施設災害復旧事業

139(139) 百万円

国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用・排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を実施します。

国庫負担率：農林水産省65/100、北海道・離島・奄美85/100、沖縄90/100
(但し、農家1戸当たりの事業費により負担率の嵩上げ制度あり。)

事業実施主体：国

2. 直轄地すべり防止施設災害復旧事業

13(13) 百万円

「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の規定に基づき農林水産大臣が施行する直轄地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

国庫負担率：農林水産省2/3、北海道4/5
(但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により負担率の嵩上げ制度あり。)

事業実施主体：国

3. 農業用施設災害復旧事業

4,860(4,889) 百万円

農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用・排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美65%、沖縄80%
(但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

4. 農地災害復旧事業

2, 903 (2, 903) 百万円

農地（水田、畑等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美50%、沖縄80%
(但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、
激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

5. 海岸保全施設等災害復旧事業

65 (49) 百万円

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、農地の保全に係る海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域において、農地の保全に係る地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省2/3、北海道・離島・奄美・沖縄4/5
(但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により負担率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211（直））]

災害関連事業（農地・農業用施設等）（公共）

【183（170）百万円】

対策のポイント

災害復旧事業と併せた再度災害防止に係る残存施設等の改築又は補強等を行います。

<災害をめぐる現状>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域をはじめ、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性の向上を図るため、再度災害の恐れがある場合は、災害復旧事業に併せた隣接残存施設等の改築、補強等が求められています。

政策目標

災害復旧と併せた再度災害等の防止及び速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

災害復旧事業に併せた再度災害防止に係る残存施設等の改築又は補強、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合の地すべり防止工事及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 直轄地すべり対策災害関連緊急事業
- 農業用施設災害関連事業
- ため池災害関連特別対策事業
- 特殊地下壕対策事業
- 農地災害関連区画整備事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- 災害関連緊急地すべり対策事業
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

（国庫負担率、補助率：2/3、1/2等）
事業実施主体：国、地方公共団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211（直））]